

## JAL グローバルクラブ会員特約

### ● 第1条（総則）

1. 本特約は、JAL グローバルクラブ会員（「JAL グローバルクラブ 規約」に定める者をいいます。）である JAL カード会員に対し、JAL カード会員規約（個人用）およびこれに付随する各規約・特約（以下これらを総称し「JAL カード会員規約等」といいます。）の特約として、これらの規約・特約と合わせて適用されます。本特約と JAL カード会員規約等とが抵触する場合は、本特約が JAL カード会員規約等に優先して適用されます。

2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、JAL カード会員規約等の定義によるものとします。

### ● 第2条（JAL グローバルクラブ JAL カードの発行）

1. 両社が JAL グローバルクラブ会員に対して発行する JAL カードは、JAL グローバルクラブ JAL カードとします。

2. 両社は、JAL グローバルクラブ 規約の規定により JAL グローバルクラブ会員が保有するグレードにかかわらず、JAL グローバルクラブ JAL カードを発行するものとします。

3. JAL グローバルクラブに入会を申し込んだ方がすでに JAL カード会員である場合には、その会員資格が継続されるものとします。

### ● 第3条（JAL グローバルクラブ会員の資格喪失・停止後の取扱い）

1. JAL グローバルクラブ会員は、JAL グローバルクラブ 規約の規定により、JAL グローバルクラブ会員資格を喪失した場合であっても、両社が認めた場合は、所定の手続きにより、JAL カード会員資格を継続できるものとします。

2. 両社は、JAL グローバルクラブ 規約の規定により、JAL グローバルクラブ会員の資格が停止された場合、JAL カード会員規約等に基づくカード利用の一時停止、その他必要な措置をとることができるものとします。

（本特約に定めのない事項は、「JAL グローバルクラブ 規約」、「JAL カード会員規約等」および「提携先規約」の定めるところによります。）

2024年1月10日改定